

平成 17 年 11 月 15 日

## 航空局における安全管理体制の強化について

### (設置及び目的)

第 1 条 航空局の所掌に属する空港管理及び航空保安業務の安全確保を図るため、航空局長を総括安全管理者とし、その指揮の下、航空局に安全推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

### (事務)

第 2 条 委員会の事務は次のとおりとする。

- (1) 空港管理及び航空保安業務の安全確保に関する方針及び重要施策の決定に関すること。
- (2) 空港管理及び航空保安業務に関する安全情報の把握、集約及び分析並びにそれらに基づく安全対策の企画及び立案に関すること。
- (3) 空港管理及び航空保安業務に関する安全対策、安全情報等の本省及び地方機関への周知及び徹底並びに安全対策についての点検及び評価に関すること。
- (4) その他、空港管理及び航空保安業務の安全確保のために総括安全管理者が必要と認める事項

### (委員会の構成)

第 3 条 委員会は、以下の委員をもって構成する。

航空局長（総括安全管理者）

航空局次長

大臣官房審議官（国際関係・成田国際空港関係担当）

大臣官房審議官（羽田再拡張関係・中部国際空港関係担当）

監理部長

飛行場部長

技術部長

管制保安部長

監理部総務課長

監理部航空保安対策室長

飛行場部管理課長

管制保安部保安企画課長

監理部総務課首席安全・危機管理監察官

- 2 総括安全管理者は、必要があると認めるときは、臨時に前項に掲げる者以外の者を委員会に参加させることができる。

### (庶務)

第 4 条 委員会の庶務は、飛行場部及び管制保安部の協力を得て監理部総務課において処理する。